



春の新生活 消費者トラブルにご用心

もうすぐ春です。進学や就職で新たな社会に憧れや希望がいっぱいの方も多いことでしょう。

しかしまた、社会にはいろいろなトラブルも存在し、巻き込まれないように注意することが大事です。憧れや希望にはいつも「不安」の影がつきまとい、トラブルはその「不安」につけ入ってきます。

「備えあれば憂いなし」です。トラブルに関わる事例と豆知識を紹介いたします。

事例1 《引越のトラブル》

最近の引越は単に荷物を運送するだけでなく、荷物の梱包、荷ほどき、ハウスクリーニングなど、引越しに伴って様々なサービス（付帯サービス）を組み合わせて行うことが多く大変便利になりました。

反面、消費者が引越しサ

ビスの取引内容について知らないことが多い、事業者が消費者に対して十分な説明を行っていない場合が多い、などのため、様々な引越しをめぐるトラブルがおきています。

●「引越おまかせコース」で依頼したので梱包から荷ほどきまで全部業者がやってくれるものと思っていたが、実際は荷物を運び込んだだけで、自分で荷ほどきをしなければならなかった。

●信頼できる業者を選びましょう。

●必ず見積りを取り、料金・サービス内容・補償等を確認しましょう。

●早めに荷ほどきをして、荷物の点検、確認を行いましょう。

事例2 《賃貸住宅退去時のトラブル》

●部屋を退去する時、壁のクロスについた小さな傷のため部屋全体のクロス張替え代金を請求された。
●契約書には退去時に原状回復することが明記されており、敷金を返してもらえないばかりか、部屋のリフォーム代まで請求された。

●国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によれば、原状回復

とは「通常の使用を超えるような使用による損耗等を復旧すること」とされています。つまり、通常使用による損耗については借主が元に戻す義務はないのです。

●ガイドラインでは、壁のクロスに傷をつけた場合、その傷を含む壁1面のクロス張替費用を負担すれば足りるとされています。ただし、ガイドラインに法的強制力はありませんので、結局は契約書面記載事項が優先されることになります。契約する前に契約書や重要事項に不利な条項や特約が記載されていないかしっかり確認し、納得してから契約しましょう。

引越しが無事に済んでも、まだまだ、消費者トラブルの種は尽きません。転居してきたあなたを狙って、訪問販売業者がやって来るかも知れません。

事例3 《訪問販売のトラブル》

●消防署員の格好で訪ねて来て「設置は義務だ」と言われたので、信用して消化器を買ってしまった。

●新聞を「読まないからいらぬ」と言って断ったが「1ヶ月分無料にするからとってくれ」と契約させられた。

●帰宅時に布団の販売員が訪ねて来て勧誘は深夜におよび疲れて契約してしまった。

●訪問販売や電話勧誘販売などでは、特定商取引法で定めるクーリング・オフ制度が利用できます。契約書面を受け取った日を1日目として8日以内であれば、ハガキ等で通知することにより無条件で解約できます。また、未成年者の親の同意のない契約は取り消すことができます。

●深夜におよぶ勧誘など勧誘方法に問題がある場合は、クーリング・オフ期間が過ぎても、契約を解除することができます。

自宅への訪問販売の他にも、街で「アンケートにご協力を（キヤッチセールス）」とか、電話やメールで「景品が当たりました（アポイントメントセールス）」などと言われ、喫茶店や営業所に連れて行かれ長時間執拗な勧誘をされ、高額な商品やサービスを契約させられたというトラブルもありますので、くれぐれも気をつけてください。

「困った」「しまった」など消費生活トラブルに巻き込まれたら、一人で悩まないで早めに家族や市町村相談窓口、消費生活センターに相談してください。

(有料広告) 医療法人社団 駿仁会

えんどう桔梗マタニティクリニック

【診療科目】産科・婦人科 小児科隣接

院長 遠藤 力 副院長 白戸 智洋

【診療時間】日(第2・4) 月 火 水 木 金 土

午前(9:00~12:00)	●	●	●	●	●	●
午後(14:30~18:00)	●	●	●	●	●	●

休診 日曜(第1・3・5)・祝祭日

※日曜日(第2・4)は午前診療しております
※携帯、パソコンから24時間事前受付可能
※初診の方でもご予約可(予約なしでの来院也可)

冬期(12月~3月)福祉ハイヤー(介護士付)の送迎可(特別料金半額にて)。
日曜(第1・3・5)・祝祭日は休診。

入院設備完備 駐車場52台有り

http://www.endo-kikyo.or.jp/ 函館市桔梗5丁目7-15 (桔梗駅前通り中の沢小学校前) TEL(0138)47-3001